

<特別縁故者に対する相続財産分与>

1 概要

相続人の存否が不明の場合に家庭裁判所により選任された相続財産清算人が被相続人（亡くなった人）の債務を支払うなどして清算を行った後、家庭裁判所の相続人を検索するための公告で定められた期間内に相続人である権利を主張する者がなかった場合、家庭裁判所は、相当と認めるときは、被相続人と特別の縁故のあった者の請求によって、その者に、清算後残った相続財産の全部又は一部を与えることができます。

※ 令和5年4月1日以降に相続財産清算人が選任された事件の特別縁故者に対する相続財産分与の申立書式はこちらです。

2 申立人(申立てができる人)

- ・被相続人と生計を同じくしていた者
- ・被相続人の療養看護に努めた者
- ・その他被相続人と特別の縁故があった者

3 申立期間

相続人を検索するための公告で定められた期間の満了後3か月以内

4 申立先

- ・被相続人の最後の住所地の家庭裁判所となります。
- ・被相続人の住所地が茨城県内の場合の申立先、郵送提出の場合の宛先は、水戸家庭裁判所管轄一覧表(家事)をご覧ください。
- ・被相続人の住所地が茨城県以外の場合の管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

5 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・800円分
- ・連絡用の郵便切手・・・500円×4枚、100円×2枚、84円×10枚、10円×6枚
合計3,100円分

6 申立てに必要な書類

- ・申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・申立人の住民票（本籍記載のあるもの）1通

※ 住民票は3か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。